

人口と世帯		人口	33,889人	(増減なし)
	男	17,298人	(22人減)	
	女	16,591人	(22人増)	
6月1日現在	世帯	13,085	(5世帯増)	
()は前月比	外国人登録数	689人		



梅雨空を 吹き飛ばせ

瑞中で行われた体育祭。3年生の「大むかで競走」は快走あり、転倒ありの迫力あるレース。

どの組も、チームワークが強まったことでしょう。

おもな内容

姉妹都市誕生・米国モーガンヒル市へ行こう	ほか	2~3
「町長への手紙」内容を紹介します		4
情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況		5
みずほ伝言板	在日米軍再編 横田基地はどうなるのか 夏まつり 交通規制 ほか	6~9
インフォメーション	農業体験農園 利用者の募集 瑞穂の旬を食す ほか	10~11
福祉	社会を明るくする運動 養育家庭体験発表会 ほか	14~16
教育委員会からのお知らせ	町営プールが始まります ほか	17~20

みずほ」をめざして

わが町の国際化 新たなステップへ

7月3日 モーガンヒル市で調印式

姉妹都市が誕生します！

— 国際交流の新たな展開 —

7月3日に米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市提携の調印を行います。

モーガンヒル市は、瑞穂町の人口や面積とほぼ同規模の自然豊かな都市であり、誕生日（市制施行日）も町と同じ11月10日です。

今後、住民交流をはじめ、産業、教育、芸術、文化など相互の特徴を生かした交流を行っていきます。



11月上旬 国際化推進派遣事業

モーガンヒル市へ行く

— 参加者募集 —

今年も国際化推進派遣事業を実施します。今年の派遣先は、姉妹都市「モーガンヒル市」です。

「姉妹都市ってどこなところだろう?」、「姉妹都市の人たちと交流してみたい!」、「瑞穂町とこんな交流事業ができないかな?」などと考えている方もいらっしやるのではないのでしょうか。

これから始まるモーガンヒル市との交流事業に興味のある方、異文化体験してみたい方など、皆さんのご応募をお待ちしています。



○派遣先 米国カリフォルニア州モーガンヒル市およびその周辺

モーガンヒル市の位置



距離は約8,500kmで、移動は約10時間です。



「自治体国際化フォーラム」1月号から引用

「世界に開かれたまち

- 派遣期間 11月上旬 10日間程度
- 主な活動
 - ▼ 公的機関の視察研修
 - ▼ ボランティア活動等の体験研修
 - ▼ ホームステイ体験

▼ 派遣事業報告書の作成（帰国後）

※派遣期間の前後に研修会を数回実施します（平日の日中、各3時間程度）。

- 募集人員 6名

- 応募資格
 - ① 4月1日現在で、町に1年以上お住まいの20歳以上で健康な方

② 初歩的な英会話のできる方

③ 研修会等を含め、全日程出席できる方

- 応募方法
 - 参加申込書とレポート（400字詰原稿用紙3枚以内）を提出してください。

● レポートのテーマ

「姉妹都市との交流に協力できること」

※募集要領と参加申込書は、7月6日（木）から企画財政課窓口で配布します。

- 応募期限 7月26日（水）必着

- 提出先 企画財政課

- 参加費用 4万円以内（ただし、パスポート取得費用、保険料、自宅から空港までの往復運賃、その他個人経費などは参加費用に含まれません）

- 選考 レポートによる1次選考、面接による2次選考を行います。結果は、8月中旬に通知します。

詳しくは募集要領をご覧ください



▶ 昨年の海外派遣から

― 町民参加による瑞穂の国際化 ―

国際化推進委員を

募集します

町では、国際化推進計画の基本理念「世界に開かれたまちみずほ」の実現に向け、公共施設への外国語表記や外国人町民との協働による地域づくりなど、国際化施策を進めています。また、姉妹都市となるモーガンヒル市との新たな国際交流事業を展開していきます。

このため、推進計画の進み具合をチェックしたり、これからの町の国際化について話し合う「国際化推進委員会」を設置し、町民の皆さんとともに町の国際化について考えていきます。

町の国際化に関心のある方、ぜひ、「応募ください」。

- 募集人数 2名以内

- 会議等 原則として平日の日中に開催します。なお、報酬はありません。

ありません。

- 応募資格 町内在住の20才以上の方

- 応募方法

レポートを400字以内にとまとめ、あなたの住所、氏名、年齢、電話番号を明記の上、提出してください。

● レポートのテーマ

「町の国際化に関する私の考え」

- 募集期間 7月3日（月）～21日（金）

- 提出先 企画財政課へ直接持参するか、郵送、メールでお願いします。（提出された原稿はお返しできません。）

〒190-1129 瑞穂町箱根ヶ崎23035

問合せ 企画財政課 ☎557-7469

メールアドレス
kikaku-zaisei@town.mizuho.tokyo.jp

「町長への手紙」

内容を紹介します



町では「町長への手紙」を利用して、町民の皆様から、日ごろお気付きのことや、町政に対するご提案・ご意見・ご要望をいただき、できる限り町政に反映させていくように努めています。ここでは、平成17年度の件数と主な内容、平成18年度にいただいた68件（6月15日現在）の中から、よくある質問についての回答をご紹介します。

問合せ
秘書広報課
☎557-7497

街灯の設置について

街灯（道路照明灯と防犯灯）の設置については、町内会をはじめ、多くの町民のご要望により設置しています。

今後、町内会関係者の意見も取り入れて、必要と思われる場所には設置したいと考えています。

巡回バスやコミュニティバスについて

町の人口規模から考えて、当面、利用者数の大幅な増加を見込むことができない現状で、著しく財政負担が掛かることから、実施することは難しいと考えています。

近隣自治体では実施しているところもありますが、採算性の問題や運行ルートの設定など、いろいろな課題は多いと聞いています。

安全・安心のまちづくりについて

町では、箱根ヶ崎駅の東西広場の整備が計画されており、この整備にあわせ、民間バス会社の路線網の拡充に向けた要望活動に努めていきたいと考えています。

町では、犯罪の減少を目標に掲げ、昨年の3月に安全・安心まちづくり条例を制定するとともに、駅前には交番を開設することができました。

安全・安心のまちづくりについては、町、教育委員会、警察署と地域が一体となり、児童の安全対策をさらに強化しました。

また、不審火が多発しましたが、地域、行政が夜間パトロールを実施することにより、犯人の検挙に貢献することができました。

このような活動が実り、福生警察署管内では、平成17年度の

犯罪件数は約600件で、平成16年度と比較すると、約200件減少しました。

今後さらに犯罪の減少を目指して取り組んでいきたいと考えています。

〇ご提案等は

「町長への手紙」は、町の施設に用意してあります。ファクスや町のホームページからもお寄せいただけます。

☎556-3401

〇回答は

回答が可能な内容について、記名されている方には書面にて回答（郵送）します。

メールでお寄せいただいた回答についても同様とし、メールでの回答はしません。

また、無記名の場合や個人への中傷、個人情報に関するものについては、回答できません。

ホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

●内容別内訳

主な項目	16年度		17年度		主な内容（平成17年度）
	件数	件数	件数	件数	
1 公共施設の設置・整備	21	24	()内は件数です		リサイクルプラザ、エコパーク(4)、箱根ヶ崎駅周辺整備(4)、テニスコートの貸し出し(2)、障がい者施設の充実(2) など
2 環境	13	13			捨て看板対策(4)、家庭ごみ一部有料化・戸別収集(3) 住環境の整備(2) など
3 交通	26	10			渋滞の解消(3)、迷惑駐車(3)、事故対策(2) など
4 職員の対応	22	10			職員の接遇(7)、職員の見識 など
5 防災・防犯	12	10			防災行政無線の運用(5)、安全・安心(4)、防災対策
6 道路や公園の設置・整備	24	9			歩道の整備(3)、道路の補修(2)、河川の整備(2)、緑道の整備 など
7 横田基地	12	8			米軍再編(5)、軍民共用化(3)
8 その他町の施策	76	48			ホームページの充実(5)、人材活用(4)、光ファイバー通信(3)、土地利用(3) など
合計	206	132			内 手紙31、メール86、その他15

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

問合せ 総務課 ☎557—7495

情報公開制度

■情報公開制度とは

町が保有している情報を、町民の皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さんと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。



実施機関別情報公開制度の運用状況 (件)

実施機関	請求件数	決定内容			取り下げ	不服申立て	不服申立て取り下げ	不服申立て却下
		全部公開	一部公開	非公開(うち文書不存在)				
町長	25	14	6	4(4)	1	3	0	3
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	0	0	1(1)	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
計	27	14	7	5(5)	1	3	0	3

個人情報保護制度

■個人情報保護制度とは

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱っています。しかし、その取り扱いに適正を欠いた場合は、皆さんの権利と利益が侵害されることになるため、この制度により、皆さんの大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

■保有個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届け出を行い、公示することが義務付けられています(取扱事務届出)。

また、届け出のあった個人情報は原則として届け出た目的を超えて利用したり(目的外利用)、町以外に提供(外部提供)することは禁止しています。

ただし、例外として本人の同意が得られているとき、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ない場合などについては、目的外利用や外部提供が認められています。平成17年度については表のとおりです。

■自己情報の開示請求とは

町が保有する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。

なお、平成17年度の自己情報開示請求は1件でした。

実施機関別保有個人情報取扱事務届出状況 (件)

実施機関	取扱事務届出	目的外利用届出	外部提供届出
町長	307 (4)	83 (16)	95 (1)
教育委員会	38	6 (3)	5
選挙管理委員会	7	3	3
監査委員	1	0	0
農業委員会	1	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0
議会	5	1 (1)	0
計	360 (4)	93 (20)	103 (1)

※取り扱い事務の各届出は、平成15年の制度施行時からの延べ件数です。()内が平成17年度に届け出のあった件数です。